

裁判官の倫理の保持に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、裁判官の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、裁判に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(裁判官の責務)

第二条 裁判官は、公正な職務の執行に当たるとともに、常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

(国会報告)

第三条 最高裁判所は、毎年、国会に、裁判官の職務に係る倫理の保持に関する状況及び裁判官の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

(裁判官倫理規程)

第四条 最高裁判所は、裁判に対する国民の信頼を確保するため、裁判官の職務に係る倫理の保持に関し裁判官の遵守すべき事項、裁判官の職務に係る倫理の保持に資するための研修の実施に関する事項その他裁

判官の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めた裁判官倫理規程を定めるものとする。

2 最高裁判所は、裁判官倫理規程を定めたときは、これを国会に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(贈与等の報告)

第五条 幹部裁判官職（国家公務員の倫理の保持に関する法律（平成九年法律第 号）第六条第一項の

規定により贈与等報告書の提出を義務付けられている国家公務員との均衡その他の事情を勘案して最高裁判所規則で定める裁判官の官職をいう。以下同じ。）を占める裁判官（前年一年間を通じて幹部裁判官職を占めていた裁判官に限る。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、毎年、四月一日から同月三十日までの間に、最高裁判所に提出しなければならない。

ただし、次の各号に掲げる価額の合計額が五万円に満たない場合は、この限りでない。

一 前年中に会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

以下同じ。）から、贈与（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定の適用があつたとしたならば贈与により取得したものとみなされることとなる場合を含む。以下同じ。）により財産を取得し、又

は当該会社その他の法人と裁判官の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として最高裁判所規則で定める報酬の支払を受けた場合（当該贈与又は当該報酬の価額が一件につき一万円を超える場合に限る。） 当該贈与又は当該報酬の価額の合計額及びその基因となった事実並びに当該贈与又は当該報酬に係る会社その他の法人の名称及び住所

- 二 前年中に会社その他の法人から、当該会社その他の法人と裁判官の職務との関係に基づいて当該裁判官の配偶者若しくは生計を一にする子が贈与により財産を取得し、又は当該会社その他の法人と裁判官の職務との関係に基づいて当該裁判官の配偶者若しくは生計を一にする子が提供する人的役務に対する報酬として最高裁判所規則で定める報酬の支払を受けた場合（当該贈与又は当該報酬の価額が一件につき一万円を超える場合に限る。） 当該贈与又は当該報酬の価額の合計額及びその基因となった事実並びに当該贈与又は当該報酬に係る会社その他の法人の名称及び住所
- 2 最高裁判所は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書の写しを裁判官倫理審査会に送付しなければならない。

（資産等の報告）

第六条 裁判官は、上級幹部裁判官職（国家公務員の倫理の保持に関する法律第七条第一項の規定により資産等報告書の提出を義務付けられている国家公務員との均衡その他の事情を勘案して最高裁判所規則で定める裁判官の官職をいう。以下同じ。）に任命されたとき（裁判官が当該任命の日の前日において上級幹部裁判官職を占めていた場合を除く。）は、当該任命された日（以下「就任日」という。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、最高裁判所に提出しなければならない。

一 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含み、自己又は配偶者若しくは生計を一にする子が居住の用に供している建物に係るものを除く。） 所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨

二 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権（自己又は配偶者若しくは生計を一にする子が居住の用に供している建物に係るものを除く。） 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨

三 建物（自己又は配偶者若しくは生計を一にする子が居住の用に供しているものを除く。） 所在、床

面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

四 預金（当座預金及び普通預金を除く。）、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）、預金、貯金及び郵便貯金の額

五 金銭信託 金銭信託の元本の額

六 有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。）、種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄、株数及び額面金額の総額）

七 自動車、船舶、航空機、美術工芸品その他の動産（取得価額が百万円を超えるものに限る。）、品目及び数量

八 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）、ゴルフ場の名称

九 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）、貸付金の額

十 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）、借入金の額

2 就任日後引き続き上級幹部裁判官職を占めている裁判官は、その就任日後毎年新たに有することとなつ

た前項各号に掲げる資産等であつて十二月三十一日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の四月一日から同月三十日までの間に、最高裁判所に提出しなければならない。

3 最高裁判所は、第一項の規定により資産等報告書の提出を受けたとき又は前項の規定により資産等補充報告書の提出を受けたときは、当該資産等報告書又は当該資産等補充報告書の写しを裁判官倫理審査会に送付しなければならない。

(給与外収入等の報告)

第七条 上級幹部裁判官職を占める裁判官（前年一年間を通じて上級幹部裁判官職を占めていた裁判官に限る。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した給与外収入等報告書を、毎年、四月一日から同月三十日までの間に、最高裁判所に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる金額の合計額が五万円に満たない場合は、この限りでない。

一 前年中に支払を受けた給与以外の収入（裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十七号）の規定に基づいて支払を受ける給与に係る収入以外の収入（各種所得（所得税法（昭和四十年法律

第三十三号) 第二条第一項第二十一号に規定する各種所得(退職所得を除く。)をいう。以下同じ。)

の金額の計算の基礎とされるもの限り、第五条第一項第一号に規定する贈与及び報酬に係る収入を除く。)をいう。)がある場合 当該収入の金額の合計額及びその基因となった事実並びに当該収入を支払った者の氏名(その者が会社その他の法人である場合には、名称。以下同じ。)及び住所

二 前年中に裁判官の職務との関係に基づいて当該裁判官の配偶者又は生計を一にする子が支払を受けた収入(各種所得の金額の計算の基礎とされるもの限り、第五条第一項第二号に規定する贈与及び報酬に係る収入を除く。)がある場合 当該収入の金額の合計額及びその基因となった事実並びに当該収入を支払った者の氏名及び住所

2 最高裁判所は、前項の規定により給与外収入等報告書の提出を受けたときは、当該給与外収入等報告書の写しを裁判官倫理審査会に送付しなければならない。

(報告書の保存及び閲覧)

第八条 前三条の規定により提出された贈与等報告書、資産等報告書及び資産等補充報告書並びに給与外収入等報告書は、最高裁判所において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して七年を経過する

日まで保存しなければならない。

2 何人も、最高裁判所に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書、資産等報告書及び資産等補充報告書並びに給与外収入等報告書の閲覧を請求することができる。

(裁判官倫理審査会)

第九条 最高裁判所に、裁判官倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第五条第二項、第六条第三項及び第七条第二項の規定により送付を受けた写しに係る報告書に関し、必要があると認めるときは、必要な報告、情報若しくは資料の提出を求め、又は各裁判所に監督上必要な措置を講ずるよう求めること。

二 裁判官の職務に係る倫理の保持に関する基本的事項を調査審議し、各裁判所に意見を述べること。

3 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(最高裁判所規則への委任)

第十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(罰則)

第十一条 第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日において上級幹部裁判官職を占めている裁判官は、同日において有する第六条第一項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、最高裁判所に提出しなければならない。

2 前項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下の過料に処する。

3 第六条第三項、第八条及び第九条第二項の規定は、第一項の規定により提出された資産等報告書について準用する。この場合において、第六条第三項中「第一項の規定により資産等報告書の提出を受けたとき

又は前項の規定により資産等補充報告書の提出を受けたときは、当該資産等報告書又は当該資産等補充報告書の写し」とあるのは「附則第二条第一項の規定により資産等報告書の提出を受けたときは、その写し」と、第八条第一項中「前三条の規定により提出された贈与等報告書、資産等報告書及び資産等補充報告書並びに給与外収入等報告書」とあるのは「附則第二条第一項の規定により提出された資産等報告書」と、同条第二項中「贈与等報告書、資産等報告書及び資産等補充報告書並びに給与外収入等報告書」とあるのは「資産等報告書」と、第九条第二項第一号中「第五条第二項、第六条第三項及び第七条第二項」とあるのは「附則第二条第一項」と読み替えるものとする。

理由

裁判に対する国民の信頼を確保するため、裁判官倫理規程の制定、幹部裁判官に係る贈与、資産、給与外収入等の報告及び公開、裁判官倫理審査会の設置等裁判官の職務に係る倫理の保持に資するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。